

長崎外国語大学・長崎外国語短期大学

学 生 規 則

(平成7年4月1日制定)

改正 平成13年4月1日

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 本学の学生が、キリスト教主義に基づく本学の建学の精神とその教育方針に則り、教養と学識を修めるとともに、人格を養成し、充実した学生生活を過ごすために必要な遵守事項(学生の行為及び学内における団体、集会等)は、学則による他この規則の定めるところによる。なお、学生は、本学の建学の精神を理解するために、チャペルアワー等本学が参加を促す宗教関連行事については、これを尊重するものとする。

第2章 誓約書、保証人

(誓約書)

第2条 新たに本学学生となる者は、別紙様式1の誓約書に署名捺印し、入学手続きのときに学長に提出しなければならない。

(保証人)

第3条 新たに本学学生となる者は、その者の本学学生としての行為について責任を負う保証人を定め、当該保証人が署名捺印した別記様式2の在学保証書を、入学手続きのときに学長に提出しなければならない。

2 保証人は、正副各一人とし、次に定める者とする。

(1) 正保証人父母又はこれに準ずる者

(2) 副保証人成年者で独立して生計を営む者

3 保証人を変更し、又は保証人の住所に変更があったときは、当該学生は、直ちにその旨を所定の保証人等変更届により、学長に届け出なければならない。

第3章 学生記録、学生証

(学生記録)

第4条 新たに本学学生となる者は、所定の学生記録に住所、家族状況等本人の身上に関する事項を記入し、本人の写真を貼付して、入学のときに学長に提出しなければ

ばならない。

- 2 改姓名、住所の変更等前項の学生記録の記載事項に変更があったときは、当該学生は、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

(学生証の所持)

- 第5条** 学生は、学生証を常に所持するとともに、本学関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 学生証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 学生証を所持しない者については、本学施設・設備の使用を禁止することがある。

(学生証の取扱い)

- 第6条** 学生証は、短大は2年、大学は4年を有効とする。

- 2 学生証を紛失したときは、直ちに届け出て再交付を受けなければならない。
- 3 卒業、退学等により学生の身分を失ったときは、学生証を返付しなければならない。

第4章 掲示注意義務、保健

(学生への連絡と注意義務)

- 第7条** 本学から学生への通知、告示その他の連絡は、原則として掲示によって行う。

- 2 学生は、本学の掲示による呼び出し・指示には直ちに応じなければならない。
- 3 学生は、掲示の見落としがないよう常に注意しなければならない。

(保健)

- 第8条** 学生は、学校保健法及び結核予防法に則り本学が行う健康診断を受診しなければならない。

- 2 やむを得ぬ理由で前条に定める健康診断を受けなかった学生は、学生支援室で交付する身体検査カードを持参し、国公立病院、保健所又は本学の指定する医療機関において受診し、そのカードを所定期間中に学生支援室へ提出しなければならない。その場合の経費は自己負担とする。

- 3 学生は、前2項の健康診断の結果本学が行う健康上の指示に従わなければならない。

(不受診の場合の措置)

- 第9条** 本学が定める期間中に健康診断を受けなかったり、又は本学の指示に従わない学生には、諸証明書の発行、奨学金の申込、就職の斡旋等の業務を停止し、又は学内への立ち入りを制限することがある。

第5章 授業及び公的行事等への出席義務

(公的行事等への出席義務)

- 第10条** 学生は、授業をはじめ、本学が学生に出席を求めて公的に行う行事には出席しなければならない。

(欠席の届出義務及び公休取扱いの特例)

第 11 条 学生は、やむを得ない理由で授業及び本学の公的行事に欠席した場合には、所定の欠席届を 10 日以内に学生支援室に提出しなければならない。

2 疾病により欠席が 1 週間以上にわたるときは、医師の診断書を添えなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当し、第 1 項または第 2 項の手続を経て認められた者については、公休取扱いの特例を受けることができる。

- | | |
|---------------|----------------------|
| (1) 2 親等以内の忌引 | 保証人連署の書類 (形式は自由) |
| (2) 疾病等 | 医師の診断書 |
| (3) 交通機関の事故 | 遅延証明書等 |
| (4) その他 | 学生部長において適当であるとみとめたもの |

第 6 章 団 体

(団体設立の許可)

第 12 条 学生が学内において団体を設立しようとするときは、所定の学生団体設立願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の団体の設立にあたっては、本学の専任教員のうちから顧問を定めなければならない。

(許可の期限)

第 13 条 前条第 1 項に規定する許可の有効期限は、当該団体が許可を受けた日の属する学年の末日までとする。ただし、あらかじめ所定の学生団体設立更新願を学長に提出したものについては、1 年ごとに更新を認めることができる。

(活動等の報告)

第 14 条 団体は、毎年 3 月末日までに所定の学生団体活動報告書を学長に提出しなければならない。

2 団体は、毎年 5 月末日までに新たな構成員の名簿を学長に提出しなければならない。

(目的等の変更及び解散の届出)

第 15 条 団体が団体の目的、組織その他第 12 条に規定する学生団体設立願の記載事項を変更しようとするときは、所定の学生団体設立願等変更願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 団体が解散しようとするときは、所定の学生団体解散届を学長に提出しなければならない。

(学外団体への加入)

第 16 条 団体が学外の団体に加入しようとするときは、あらかじめ所定の学外団体加入願に第 12 条 2 項に規定する顧問の署名捺印を受け、当該学外団体規約を添え、

学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(団体の旅行・合宿)

第17条 団体が、旅行又は合宿を行う場合には、あらかじめ所定の旅行・合宿願に顧問の署名捺印を受け、学長に提出しその許可を受けなければならない。

2 団体の責任者は、旅行又は合宿の終了後直ちにその状況等を学長に報告しなければならない。

(団体活動の制限)

第18条 団体は、学内において特定の政党を支持し、若しくはこれに反対するための政治活動を行ってはならない。

(活動の停止又は解散)

第19条 団体が次の各号の一に該当するときは、学長は当該団体の活動の停止又は解散を命ずることがある。

(1) 学則又は諸規則に違反した活動を行ったとき

(2) 団体活動中に事故が発生するなど団体の運営が円滑に行われなかったとき

(3) 団体構成員が不祥事に関係し、それが団体活動に密接な関連のあったとき

(4) 長期にわたって団体活動が行われなかったとき、又は活動報告書が提出されなかったとき

第7章 集会等

(集会開催の許可)

第20条 学生又は学生の団体が、学内において集会を開催しようとするときは、あらかじめ責任者を定め、所定の学生集会(催)願を開催の5日前(休日は期間に算入しない。)までに学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の学生集会願を提出しようとするときは、あらかじめ当該集会を開催しようとする場所の使用について、当該場所の管理者の承認を得なければならない。

(集会の制限)

第21条 学生又は学生の団体は、学内において特定の政党に係る運動を目的とする集会を開催することができない。

(留意事項)

第22条 学生又は学生の団体が、学内において集会を開催するときは、教職員の指示に従うとともに、本学の教育研究に支障を生じさせ、若しくは本学の施設・設備・環境を損なうことがないようにしなければならない。

(集会の報告)

第23条 集会の責任者は、集会の終了後、直ちにその状況等を学長に報告しなければならない。

(集会の禁止又は解散)

第 24 条 集会の責任者又は参加者が、学則又は諸規則に違反した行為を行い若しくは大学の指示に応じないときは、学長は、その集会の開催の禁止又は解散を命ずることがある。

(募金、販売等)

第 25 条 学生又は学生の団体が、学内において募金、販売等の金銭上の収受を伴う行為をしようとするときは、第 18 条から前条までの規定を準用する。

(学外での集会、行事)

第 26 条 学生又は学生の団体が、本学の名を用いて集会もしくは行事を行おうとするときは、学長に届け出て、その許可を受けなければならない。

第 8 章 文書等の掲示、配布、拡声器の使用

(掲示の許可)

第 27 条 学生又は学生の団体が、学内において文書、ポスター、立看板等(以下「文書等」という。)を掲示しようとするときは、所定の文書等掲示・配布及び拡声器使用願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 学長は、前項の規定により掲示を許可した文書等に掲示承認印を押印する。

(掲示の制限)

第 28 条 学生又は学生の団体は、学内において特定の政党に係わる活動を目的とし、若しくは他人の名誉を傷つけることを目的とする文書等を掲示することができない。

(氏名等の明記)

第 29 条 文書等には、当該文書等を掲示しようとする者が団体であるときは団体名、その他の者であるときは掲示責任者の氏名及びその者が所属する学科・専攻等を明記しなければならない。

(文書等の大きさ等)

第 30 条 文書等は、80cm×110cm 以下とする。ただし、特別に許可したものについてはこの限りでない。

2 文書等は、別に指定する学生用掲示板に掲示しなければならない。ただし、特別に許可したものについてはこの限りでない。

3 同一の掲示板には、同一の目的の文書等を 2 枚以上同時に掲示してはならない。

4 掲示の期間は 1 週間以内とする。

5 掲示の期間を経過した文書等は、当該文書等に係る掲示責任者が直ちに撤去しなければならない。

(留意事項)

第 31 条 学生又は学生の団体が、学内において文書等を掲示しようとするときは、第 22 条の規定を準用する。

(掲示文書等の撤去)

第 32 条 第 27 条,第 1 項及び第 30 条,第 2 項から第 5 項までの規定に違反して掲示された文書等は、当該文書等が掲示された場所の管理者が撤去する。

(文書等の配布)

第 33 条 学生又は学生の団体が、学内において文書、図書、その他の物品を配布しようとするときは、第 21 条、第 27 条第 1 項、第 28 条及び第 29 条の規定を準用する。

2 前項の規定に違反する配布物は、学長がその配布を禁止することがある。

(拡声器の使用)

第 34 条 学生又は学生の団体が、学内において拡声器を使用しようとするときは、第 21 条、第 25 条及び第 27 条第 1 項の規定を準用する。

2 前項の規定に違反する拡声器使用がある場合には、学長がその使用を禁止することがある。

(学外での掲示)

第 35 条 学生又は学生の団体が、学外において本学の名を用いて文書等の掲示、配布及び拡声器の使用をしようとするときは、学長に届け出てその許可を受けなければならない。

第 9 章 諸施設の利用

(諸施設の利用)

第 36 条 学生又は学生の団体が、教室、体育施設その他の諸施設を利用しようとするときは、当該施設の利用にかかる規則の定めるところに従わなければならない。

第 10 章 願届書様式

第 37 条 諸願届書の様式は、別にこれを定める。

附 則

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。